

(一社) 日本救急救命士会 令和 6 年度臨時評議員会 (社員総会) 次第

会議名：一般社団法人 日本救急救命士会 令和 6 年度 臨時評議員会

日 時：令和 7 年 2 月 16 日 (日) 10:00～10:30

会 場：Web (ZOOM) 開催

1 開会の言葉

2 事務局報告

1) 総会成立要件、議長選出、議事録署名人指名

3 議事

事務局報告

1) 入会・協賛の状況 (令和 7 年 2 月 1 日時点)

正会員数 308 名

うち消防機関所属 114 名 [37.0%]

うち医療機関所属 87 名 [28.2%]

うち教育機関 65 名 [21.1%]

その他所属 42 人 [13.7%]

評議員数 126 名

賛助会員 5 団体

- | | |
|----------------|----------------------|
| ・株式会社へるす出版 | ・(一社) 全国救急救命士教育施設協議会 |
| ・JEMS リンクル株式会社 | ・日本ストライカー株式会社 |
| ・株式会社高研 | |

2) 第 1 期役員会実施報告 (令和 6 年 9 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日)

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ○ 役員 Web ミーティング | 7 回 |
| ○ 臨時役員会 | 1 回 決議：学業優秀賞 表彰規定【資料 1】 |
| ○ Web 稟議/決議 | 4 件 |
| ・弔慰規定【資料 2】 | ・謝金規定【資料 3】 |
| ・名誉会員推薦 | ・入会特例措置について【資料 4】 |

3) 他団体からの派遣依頼・講演等派遣報告

他団体からの派遣依頼

日付	内容	担当者
令和6年8月2日	第28回日本臨床救急医学会総会・学術集会 プログラム委員会 委員	喜熨斗 智也

講演等の依頼

日付	名 称	担当者
令和6年6月1日	第2回静岡県救急救命士部会	植田 広樹
令和6年8月22日	令和6年度一般社団法人全国救急救命士教育施設 協議会（JESA）総会	喜熨斗 智也
令和6年8月31日	第4回 日本病院救急救命士研究会	喜熨斗 智也
令和6年9月3日	第1回京都府病院救急救命士意見交換会	福岡 範恭
令和6年12月14日	第68回志太榛原救急医療研究会	喜熨斗 智也
令和7年1月16日	東京都薬剤師会 賀詞交歓会	北原 学
令和7年2月6日	救急救命士を支援する議員連盟 (オブザーバー参加)	喜熨斗 智也 福岡 範恭
令和7年2月7日	第2回京都府病院救急救命士意見交換会	福岡 範恭
令和7年2月7日	令和6年度陸上自衛隊 救急救命士サテライトミーティング	喜熨斗 智也

4) 各種運営委委員会における委員の選任

事業の円滑な実施を図るため以下の委員会について委員を選定した。

委嘱期間：令和6年12月20日～令和7年度決算に関する定時社員総会まで

○総務委員会

担当理事：植田 広樹、中川 貴仁 委員長：中川 貴仁

委員：大滝 達也、中島 秀明、水本 花子

○学術・研究倫理委員会

担当理事：一ノ瀬 佳彦、萱沼 実 委員長：中川 洸志

委員：皆藤 竜弥、北野 信之介、黒崎 久訓、匂坂 量、田中 翔大、松山 千恵美、都城治、
守岡 大吾

○教育・研修・多職種連携委員会

担当理事：大石 奨、三上 剛人 委員長：大石 奨 副委員長：長橋 和希

委員：大野 健二、齋藤 汐海、藤島 璃々子、三本 健志、向井 亮裕、

○広報・キャリア支援委員会

担当理事：津波古 憲、長谷川 汐里 委員長：長谷川 汐里

委員：加藤 明仁、木下 拓也、島 伶弥、鳴海 圭佑、宮部 泰直、柳 聖美

○職業・専門職倫理委員会

担当理事：澤田 仁、(福岡 範恭) 委員長：澤田 仁

委員：久保田 竜也、郷田 爽真、長谷川 瑛一、眞野 一樹

○救急救命処置委員会

担当理事：沼田 浩人、吉井 友和 委員長：林 智貴

委員：林 智貴、安達 颯太、鈴木 健介、高田 康平、高橋 和也、野口 佐弥香

○災害・公共福祉委員会

担当理事：宮崎 伊佐夫、(北村 浩一) 委員長：小田 浩文

委員：尾中 秀行、小松 義孝、小森 一樹、小森 健史、高橋 貴美、竹内 一之、丹羽 一晃、
廣田 恵典、堀越 涼平、本田 茂人

○国際委員会

担当理事：菊地 誠二、(北原 学) 委員長：菊地 誠二

委員：木村 龍、原 貴大、三芳 智伸、森下 優似、若松 淳

※委員にはついては委員長及び担当理事の協議により選任（定款第 41 条 4）

4 議題

第 1 号議案 新規入会に関する特例措置について（新設：定款細則第 20 条 附則 2）【資料 5】

第 2 号議案 名誉会員の承認について

その他

5 その他

1) 救急救命士の倫理綱領パブリックコメントの募集について（職業・専門職倫理委員会）

2) 全国救急救命士教育施設協議会からの内閣府規制改革推進室提案への連名依頼について

6 閉会の言葉

(一社) 日本救急救命士会 令和 6 年度臨時評議員会 (社員総会) 資料

第 1 号議案

新規入会に関する特例措置について (新設：定款細則第 20 条 附則 2)

新設附則 2

案：附則 2. 評議員会にて定める「新規入会に関する特例措置」が適用される場合は、本細則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、当該対象正会員の年会費は入会登録から 5 年間は年 500 円とする。必要な事項は「新規入会に関する特例措置」に定める。

新規入会に関する特例措置 【資料 5】

第 2 号議案

名誉会員の承認について

候補者：石塚 光宣 氏 (草加八潮消防組合消防局 消防長・消防正監)

推薦に至る理由

一般社団法人 日本救急救命士会設立に際し、「日本救急救命士会発起人会」において

発起人会 会長を務められ、当会の設立に多大なご貢献をいただいた。

救急救命士養成校（所）修了生の表彰に関する規程

一般社団法人日本救急救命士会

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人日本救急救命士会（以下、本会という。）が行う救急救命士養成校（所）修了生の表彰に関して必要な事項を定める。

（表彰の目的）

第2条 表彰は、救急救命士養成校（所）の課程を修了する修了生の優れた人間性と、学業における優秀な成績を本会が評価し、今後救急救命士としての更なる人格の陶冶と学術技能の研鑽を奨励することを目的とする。

（表彰の名称）

第3条 表彰は、一般社団法人日本救急救命士会学業優秀賞と称する。

（表彰の対象）

第4条 表彰は、当年度、救急救命士養成校（所）を修了する者で、在学期間を通じ学業が優秀であり、他の模範となる優れた人間性を兼ね備えた者を対象とする。

（表彰の数）

第5条 表彰は、原則として、救急救命士養成校（所）1校に対し1年に1名とする。

2 同一施設に複数の課程が併設されている場合は、1課程に対し1名とする。

（表彰の申請及び決定の手続き）

第6条 申請手続きは、必要事項を記載した推薦情報又は推薦状を電磁的方法もしくは郵送等によって、それぞれの養成校（所）から本会事務局へ送信又は送付し、本会事務局が受信又は受領を確認したことで申請完了とする。

2 前項の養成校（所）からの推薦を受け、総務委員会で発議し、理事会の承認を得て決定する。

（表彰の方法）

第7条 表彰は、救急救命士養成校（所）の学位記授与式等において、会長名の表彰状を授与することにより執り行う。

2 前項の表彰状に添えて副賞を授与することができる。

（規程の変更）

第8条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1. この規程は、令和 7 年 1 月 29 日より施行する。

弔慰規程

一般社団法人日本救急救命士会

(目的)

第1条 本規程は、会の運営と関連する弔慰に関する基準を定めるものである。

(弔慰範囲)

第2条 範囲については次の各号によるものとし、会長が発議し、理事会で審議の上決定する。

- 1 理事、監事、評議員の死亡弔慰金
- 2 その他、会長が認めた者への弔慰金

(取扱)

第3条 弔慰の意は会長名もしくは法人名をもってこれを示すこととし、その金額及び項目等は30,000円相当の供花または香料等とする。

(規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1. 本規程は、令和7年2月7日より施行する。

謝金等に関する規程

一般社団法人日本救急救命士会

（目的）

第1条 一般社団法人日本救急救命士会（以下、「本会」という。）における謝金等の支給に関する取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程に定める。

（適用範囲）

第2条 本規程の基準において謝金とは、講演、研修、会議の助言、あるいは本会が依頼した実作業を行う依頼先に対して支払う謝礼をいう。

- 1 本規程は、上記定義の謝金のうち、以下の標準単価を定める。
 1. 本会が行う講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金
 2. 本会が行う会議等への出席や助言等を行う協力者に対する謝金
- 2 前項以外の謝金である標準単価を定めることが適切でない個別の実作業に対する謝金の単価、及び本規程に記述のない謝金の単価、並びに本規程の適用範囲内の謝金のうち標準単価によりがたい単価については、本規程で定める標準単価を適用せず、理事会にて別に単価を定めることができる。又他団体からの講師招聘に際し、その団体に謝金規程がある場合はそれを参考に定めることができる。

（税務処理）

第3条 本会は、この規程に規定した謝金等に対し、法令の定めるところにより税務処理を行う。

（講演等謝金）

- 第4条 本会が実施する講演又は研修等において、講演又は研修等の講師を依頼した場合における講師の謝金（以下、「講演等謝金」という。）の額は、別表1のとおりとする。
- 2 講演又は研修等の実施にあたり、事前又は事後に打ち合わせ等の時間を必要とする場合には、打ち合わせ等に要する時間を実施時間を含めて講演等謝金を支給することができる。
 - 3 特に顕著な業績を有する者に講演を依頼する場合等特段の事情により、第1項の規定によりがたい場合の講演等謝金の額については、理事会が別に定めることができる。

（講演等謝金以外の報酬）

第5条 講演等謝金以外の報酬については、理事会が別に定めることができる。

（旅費の支給）

第6条 用務の遂行にあたり、旅費の支給が必要と認められる場合にあつては、本会の旅費規程を準用し、謝金と合わせて支給する。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 2 月 7 日から施行する。

(別表 1) 講演等謝金

講演	50,000 円/日	外部招聘
	20,000 円/日	JELSTA 会員
	5 時間を超えない場合は下記時間単価を適用する	
	10,000 円/時間	外部招聘
	4,000 円/時間	JELSTA 会員

会議	2,000 円/時間	外部招聘
----	------------	------

※講演（座長含む）においては当会会員全体が関わることのできる講演会や研修、その他理事会が認めた講演会や研修に限り支給する。

新規入会に関する特例措置（案）

一般社団法人日本救急救命士会
令和〇年〇月〇日施行

一般社団法人日本救急救命士会（以下「本会」）定款施行細則に関わらず、特例措置を適用して正会員として新規入会を希望する場合は、以下の条件を満たす必要があります。

1. 適用対象

救急救命士法第 34 条に定められるすべての救急救命士養成施設在学中に本会仮登録申請した者のうち、特例措置対象年度の前年度に実施された救急救命士国家試験に合格し、当該年度に救急救命士免許の交付を受けた者。

適用例：令和 7 年度 特例措置対象者

令和 6 年度に実施された国家試験に合格し、令和 7 年度中に新規入会申請をした者。

2. 適用条件

過去に本会を退会した履歴がない者。

3. 特例措置

- 1) 入会金（5,000 円）は、入会登録後 6 年目の 4 月に納付するものとする。
- 2) 入会登録から 5 年間、年会費を 500 円とする。

4. 注意事項

- 1) この特例措置の適用を受けて正会員として登録された場合、定款に基づく正会員と同等の権利および義務が適用されます。
- 2) 第 43 回から第 47 回救急救命士国家試験合格者のうち、正会員として既に登録されている者についても、この特例措置に準じ、国家試験合格後 5 年間の年会費支払い義務を免除します。ただし、既に納付済みの入会金については返金いたしません。
- 3) この特例措置を希望せずに新規入会を申し込む方については、随時、通常の手続きにより入会を受け付けます。
- 4) 本特例措置は、令和 7 年 4 月 1 日より適用されます。改正または廃止については、評議員会の決議によるものとします。

一般社団法人 日本救急救命士会
定款施行細則

第 1 条 ～ 第 18 条 省略

(改廃)

第 19 条 本細則の改正又は廃止は、評議員会の決議によらなければならない。

第 7 章 雑 則

(規定外事項)

第 20 条 本細則に規定のない事項については、評議員会又は理事会の決議により制定する内規による。

附則 1. 天災、疫病の蔓延等により物理的な評議員会の開催、評議員の出席が困難である場合には、理事会の決議に基づき、郵送又はインターネットを利用した投票により選挙理事及び選挙監事候補者の選挙を実施することができる。

附則 2. 評議員会にて定める「新規入会に関する特例措置」が適用される場合は、本細則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、当該対象正会員の年会費は入会登録から 5 年間は年 500 円とする。必要な事項は「新規入会に関する特例措置」に定める。

令和●年●月●日改正